

## 泉崎村住宅取得支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、泉崎村（以下「本村」という。）への移住及び定住を促進し、人口減少に歯止めをかけ地域活性化を図るため、本村へ移住及び定住するために住宅の取得を行った者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、泉崎村補助金等の交付等に関する規則（平成6年泉崎村規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県外移住者 転入日から起算して過去3年間のうち、2分の1以上の期間、福島県外の市区町村に居住し、本村に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第22条に規定する転入をする者をいう。
- (2) 村外移住者 前号に該当せず、転入日から起算して過去3年間のうち、2分の1以上の期間、県内の他市区町村に居住し、本村に法第22条に規定する転入をする者をいう。
- (3) 定住 本村の住民として永住の意思をもって居住し、本村の住民基本台帳に記録され、生活の拠点が本村にあることをいう。
- (4) 定住者 第1号及び第2号に規定する移住者以外で、本村に住所を有する者のうち、本村に定住しようとする者をいう。
- (5) 住宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するもので、一戸建て住宅又は集合住宅、並びに居住部分の床面積の合計が全体の床面積の2分の1以上の併用住宅をいう。
- (6) 新築住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日（建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項及び第7条の2第5項に基づき建築確認検査済証が発行された年月日をいう。以下同じ。）から1年未満の住宅（居住されたことがあるものを除く。）をいう。
- (7) 中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日から1年を経過、又は居住されたことがあるものをいう。
- (8) 取得日 住宅を自己の居住の用に供するため、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1号に規定する所有権の保存等の登記を完了した日をいう。
- (9) 村税等 村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及びその他村長が指定したものをいう。
- (10) 村内請負業者 村内に本店を有する建築工事等を請け負った法人又は個人事業者をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は 移住者住宅取得支援補助事業（以下「移住者向け支援」という。）、定住者住宅取得支援補助事業（以下「定住者向け支援」という。）とする。

(補助対象住宅)

第4条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれかにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法等の関係法令に適合した住宅であること。
- (2) 一戸建て住宅にあっては、その延べ面積は原則として、住生活基本計画（全国計画）（平成28年3月18日閣議決定）において定める一般型誘導居住面積水準を満たしていること。また、集合住宅にあっては、その延べ面積は原則として、住生活基本計画（全国計画）において定める都市居住型誘導居住面積水準（当該水準により算出した面積が75平方メートル超の場合は、75平方メートル）を満たしていること。
- (3) 昭和56年以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合、耐震診断を実績報告の日までに実施すること。

2 前項に定めるもののほか、移住者向け支援及び定住者向け支援においては、本村に転入した日より起算して、3年を経過する日以前に取得した住宅であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助事業完了日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上継続して、補助対象住宅に定住する者
- (2) 次のいずれかの契約を締結した者
  - ア 住宅の新築
  - イ 住宅の購入（1親等の親族からの購入を除く。）
- (3) 補助金申請日（以下「申請日」という。）現在で、同一世帯員に村税等の滞納がない者。ただし、申請日現在で直近の課税が他市区町村である場合は、当該市区町村の市区町村税等の滞納がないこと。
- (4) 定住する地域の自治組合等に現に加入し、又は加入する見込みがあること。

2 前項に定めるもののほか、補助対象住宅に自ら居住する者で、本村に転入した日から起算して、過去1年以内に本村の住民基本台帳に記録されたことのない者とする。

3 第1項に定めるもののほか、移住者向け支援は、本村に移住し、住宅取得契約日において、本村の住民基本台帳に記録されていない者を対象とする。

4 第1項に定めるもののほか、定住者向け支援は、住宅取得契約日において40歳以下である者を対象とする。

5 前4項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 所有する住宅が公共事業のため収用され、当該収用に伴い住宅を取得した場合
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがある同一世帯員がいる場合
- (3) 本人又は同一世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接

な関係を有する者である場合  
(補助対象経費等)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象住宅の取得費とし、次に掲げる経費を除くものとする。

- (1) 土地取得費
- (2) 外構工事等に要する経費
- (3) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費
- (4) 国、県又は村の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
- (5) その他村長が補助対象経費として適当でないと認める経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1を乗じて得た額と別表第1に掲げる額の合計とを比較していずれか低い額とする。

2 前項に規定する補助金のほか、来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱(平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知)の要件に該当する場合は、当該補助金交付要綱に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、住宅の取得日から起算して6箇月以内に泉崎村住宅取得支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、別表第2に掲げる書類を添えて、村長に申請しなければならない。

2 申請者は、当該年度の4月1日から12月31日までの間に交付申請書等を、村長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第9条 村長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、当該交付申請書等の内容を審査及び調査し適当と認めたときは、泉崎村住宅取得支援事業補助金交付決定通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第10条 第8条の交付申請書は規則第13条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 前条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知を併合するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、速やかに泉崎村住宅取得支援事業補助金交付請求書(様式第6号)を村長に請求しなければならない。

(調査及び報告)

第12条 申請者又は交付決定者は、村長が当該事業に関する報告、関係書類又は帳簿等の提出を求めたときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還等)

第13条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 補助事業により新築、購入した住宅を当該補助金の交付を受けた日から3年以内に譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき。
- (2) 補助事業により新築、購入した住宅から交付対象者及びその世帯員(補助事業完了日において本村の住民基本台帳に記録された者に限る。)の全部が、補助金の交付を受けた日から3年以内に転居したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が、補助金の返還を相当と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合には、速やかに泉崎村住宅取得支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された交付決定者が既に補助金の交付を受けている時は、泉崎村住宅取得支援事業補助金返還命令書(様式第8号)により通知し、期限を定めて、返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 前項の規定により返還を求める額は、補助金額の全額とする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表第 1（第 7 条関係）

### 別表第 1（第 7 条関係）

			移住者向け支援		定住者向け支援		県加算
			新築 タイプ	中古 タイプ	新築 タイプ	中古 タイプ	
基本額	住宅購入費用（新築タイプ）	40 万円	○		○		○
	住宅購入費用（中古タイプ）	20 万円		○		○	○
加算額	県外移住者加算 （県外移住者の場合）	20 万円	○	○			○
	年齢要件加算 （申請者が 40 歳以下）	10 万円	○	○			○
	村内請負業者利用加算	10 万円	○		○		○
	子育て加算一人当たり （中学生以下の扶養する子と同居する場合）	10 万円	○	○	○	○	○
	消防団加算 （各地区の消防団に加入）	10 万円	○	○	○	○	

- ※ 移住者向け支援のうち「県外移住者加算」で加算されている対象者に対して、福島県「来てふくしま住宅取得支援事業実施要綱」及び「来てふくしま住宅取得支援事業補助金交付要綱」に定める要件に基づき算定された額を加算する。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。
- ※ 所有権が共有に属している場合は、補助対象者及びその配偶者の持分合計を乗じた額とする。
- ※ 子育て加算額は、取得日現在で判定するものとする。
- ※ 消防団加算は、申請者の世帯のうち 40 歳以下の世帯員 1 名以上が消防団に加入する、若しくは加入した場合を加算対象世帯とする。また、消防団に加入する際は、交付申請書等を提出した次年度 4 月 1 日での加入とする。
- ※ 村内請負事業者利用加算は、建築工事等の契約額が 50 万円以上の村内請負業者であること。

別表第 2（第 8 条関係）

別表第 2（第 8 条関係）

提出書類	新築 タイプ	中古 タイプ
移住後（入居後）の世帯全員の住民票の写し	○	○
本村への転入の日から 4 年前までの住所地が証明できるもの （戸籍の附票の写し又は前住所地の住民票除票の写し等） 移住者住宅取得支援のみ	○	○
誓約書兼同意書（様式第 2 号）	○	○
代表者選任届（共有名義の場合）（様式第 3 号） （取得する住宅に所有権者が複数いる場合に限る。）	○	○
対象住宅の請負契約書又は売買契約書の写し	○	○
建築確認検査済証の写し （住宅の新築で建築確認が必要な建築行為の場合）	○	
耐震診断結果報告書の写し （昭和 56 年以前に建築された中古住宅取得の場合）		○
世帯全員分の市町村民税の納税証明書 （納付すべき税がない場合には非課税証明書）	○	○
対象住宅の登記事項証明書の写し	○	○
対象住宅の平面図	○	
対象住宅の位置図、竣工写真	○	○
対象住宅の請負契約書の写し	○	
対象住宅の売買契約書の写し		○
地域団体加入申告書（様式第 4 号）	○	○
その他村長が必要と認める書類		

様式第1号（第8条関係）

様式第1号（第8条関係）

泉崎村住宅取得支援事業補助金交付申請書

年 月 日

泉崎村長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
E-mail

泉崎村住宅取得支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請をします。

記

補助対象事業		移住者向け支援（ <input type="checkbox"/> 新築タイプ <input type="checkbox"/> 中古タイプ） 定住者向け支援（ <input type="checkbox"/> 新築タイプ <input type="checkbox"/> 中古タイプ）			
交付申請額		円			
内 訳	□基本額（ <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 中古）		円		
	□移住者加算		円		
	□年齢要件加算		円		
	□村内業者利用加算		円		
	□子育て加算		円		
	□消防団加算		円		
	□来てふくしま住宅取得支援事業加算		円		
前住所地 ※移住者支援事業の場合					
世帯員の 状況	氏 名	生年月日	年 齢	続 柄	備 考
		・		本人	
		・			
		・			
		・			
取得した 住宅	契約年月日	年 月 日			
	取得年月日	年 月 日			
	入居年月日	年 月 日			
	取 得 額	円			

※裏面にて交付申請に必要な書類を記載

## 裏面

	提出書類	新築 タイプ	中古 タイプ
<input type="checkbox"/>	移住後（入居後）の世帯全員の住民票の写し	○	○
<input type="checkbox"/>	本村への転入の日から4年前までの住所地が証明できるもの （戸籍の附票の写し又は前住所地の住民票除票の写し等） 移住者住宅取得支援のみ	○	○
<input type="checkbox"/>	誓約書兼同意書（様式第2号）	○	○
<input type="checkbox"/>	代表者選任届（共有名義の場合）（様式第3号） （取得する住宅に所有権者が複数いる場合に限る。）	○	○
<input type="checkbox"/>	対象住宅の請負契約書又は売買契約書の写し	○	○
<input type="checkbox"/>	建築確認検査済証の写し （住宅の新築で建築確認が必要な建築行為の場合）	○	
<input type="checkbox"/>	耐震診断結果報告書の写し （昭和56年以前に建築された中古住宅取得の場合）		○
<input type="checkbox"/>	世帯全員分の市町村民税の納税証明書 （納付すべき税がない場合には非課税証明書）	○	○
<input type="checkbox"/>	対象住宅の登記事項証明書の写し	○	○
<input type="checkbox"/>	対象住宅の平面図	○	
<input type="checkbox"/>	対象住宅の位置図、竣工写真	○	○
<input type="checkbox"/>	対象住宅の請負契約書の写し	○	
<input type="checkbox"/>	対象住宅の売買契約書の写し		○
<input type="checkbox"/>	地域団体加入申告書（様式第4号）	○	○
<input type="checkbox"/>	その他村長が必要と認める書類		

様式第2号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

泉崎村長 様

住所

氏名

㊞

### 誓約書兼同意書

泉崎村住宅取得支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

#### 誓約事項

- 1 泉崎村住宅取得支援事業補助金の対象住宅を、本補助金の交付を受けた日から10年以内に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。
- 2 泉崎村住宅取得支援事業補助金の対象住宅から、交付対象者及びその世帯員（補助事業完了日において本村の住民基本台帳に記録された者に限る。）の全部が補助金の交付を受けた日の属する翌年度から3年を経過するまで転居しません。
- 3 上記の誓約事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、泉崎村の指示に従い、交付を受けた補助金の全部を直ちに返還します。

#### 同意事項

上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、担当職員が固定資産税課税台帳及び住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

様式第3号（第8条関係）

様式第3号（第8条関係）

代表者選任届

年 月 日

泉崎村長 様

代表者	住所	
	氏名	

このことについて、上記の者を代表者として選任し、泉崎村住宅取得支援事業補助金に係る一切の手続きを委任します。

共有者	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	
	住所	
	氏名	

様式第4号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

泉崎村長 様

住所

氏名

### 地域団体加入申告書

泉崎村住宅取得支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり申告し、同意、誓約  
します。

#### 申告事項

##### <消防団>

- 1 地元消防団に既に参加しています。
- 2 地元消防団にこれから参加します。

##### <行政区>

- 1 地元自治組合等に既に参加しています。
- 2 地元自治組合等にこれから参加します。

#### 同意事項

上記の申告事項が遵守されているか確認するために、担当職員が消防団、消防団所  
管課、自治組合及び自治組合関係事務所管課に対して確認することに同意します。

#### 誓約事項

上記の申告事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、泉崎村の指示  
に従い、交付を受けた補助金の全部を直ちに返還します。

様式第5号（第9条関係）

第5号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

泉崎村長 印

### 泉崎村住宅取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請がありました泉崎村住宅取得支援事業補助金について、下記のとおり交付を決定したので、通知します。

#### 記

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 交付の時期 請求書（様式第6号）提出後

（備考）

泉崎村住宅取得支援事業補助金交付請求書（様式第6号）を 年 月 日までに提出してください。

なお、本補助金は交付を受けた日の属する年分の「一時所得」として、所得税の課税対象となります。なお、一時所得の金額の計算においては、50万円の特別控除の適用があります。また、補助金の交付を受け、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、補助金等の額として住宅取得等の対価の額から控除する必要があります。詳しくは税務署にご確認ください。

県外移住者加算が加算されている場合、事業完了日の属する年度の翌年から起算して3年間における県外移住者の定住の継続状況を毎年度末に村へ報告が必要となりますので、ご理解ください。

様式第6号（第11条関係）

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

泉崎村長 様

住所

氏名

㊟

電話番号

泉崎村住宅取得支援事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で決定通知のあった泉崎村住宅取得支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金の振込先

振込先	金融機関名及び支店名	銀行・金庫 支店 組合・農協 支所・出張所
	預金の種類	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

添付書類

○振込先口座を記した通帳の写し

※口座名義人は、申請人と同一人となるようにしてください。

様式第7号（第13条関係）  
第7号様式（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

泉崎村長 印

泉崎村住宅取得支援事業補助金交付取消通知書

年 月 日付けで泉崎村指令 第 号で交付決定した泉崎村住宅取得支援事業補助金について、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 取り消しの理由

様式第8号（第13条関係）  
第8号様式（第13条関係）

泉崎村住宅取得支援事業補助金返還命令書

泉崎村指令 第 号

住 所  
氏 名

年 月 日付け泉崎村指令 第 号で交付決定した泉崎村住宅取得支援事業補助金について、泉崎村住宅取得支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり返還することを命じます。

記

補助金交付額	円
返還額	円
返還期限	年 月 日

年 月 日

泉崎村長

印